

令和7年度

行政監査報告書

帯広市監査委員



帯監査第 149 号

令和 8 年 3 月 27 日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 横 山 明 美 様  
帯広市公営企業管理者職務代理者帯広市上下水道部長  
倉 口 雅 充 様  
帯広市教育委員会教育長 村 松 正 仁 様  
帯広市選挙管理委員会委員長 来 海 有 起 様  
帯 広 市 農 業 委 員 会 会 長 吉 田 利 彦 様

帯広市監査委員 廣 瀬 智  
帯広市監査委員 小田切 章 裕  
帯広市監査委員 大竹口 武 光

行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により実施した令和 7 年度行政監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

# 目 次

第 1 監査の概要 .....	1
第 2 庁外団体の概要 .....	2
第 3 監査した所管部局及び庁外団体 .....	14
第 4 監査の結果 .....	15
第 5 監査の結果に関する意見 .....	16

# 行政監査報告書

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象事務

市に事務局を置く団体の現金等の取扱いについて

### 2 監査の実施期間

令和7年10月29日から令和8年3月23日まで

### 3 監査の目的

公金は、法令、規則等に基づく会計処理が義務付けられており、その状況について、会計管理者による審査、監査委員による財務監査、例月出納検査が行われている。

一方、市職員が業務の必要性等から会計事務に関与する市の外郭団体のうち当該団体の事務局が事実上市にある団体（以下「庁外団体」という。）の現金等（以下「準公金」という。）については、法令に特段の定めがなく、リスクが懸念される状況にある。

このため、庁外団体の状況を把握し、団体の規定等の整備状況、事務の処理状況及び管理体制の状況について監査することにより、適正かつ効率的な事務処理の確保や会計事故の未然防止、内部統制機能の向上が図られることを目的とした。

### 4 監査の着眼点

- (1) 庁外団体の事務に従事する根拠は明確か
- (2) 現金・預金・通帳・キャッシュカード等の保管や取扱いは適切か
- (3) 事務処理手続きは効率的・能率的に行われ、改善すべき点はないか
- (4) 入出金にあたってのチェック体制は有効に機能しているか
- (5) 市職員が会計事務に関与することが効率的又は効果的であるか

### 5 監査の対象、範囲及び方法

#### (1) 対象

令和7年10月1日現在、準公金を取り扱っている部局

#### (2) 範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務

(3) 方法

全部局に対し、当該準公金に関する調査票の提出を求め、当該調査票に基づき、現状分析を行うとともに、監査対象を抽出した上で、関係書類等を調査し、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、帯広市統計協議会の執行に係る監査において、廣瀬智監査委員を除外した。

## 第2 庁外団体の概要

### 1 所管部局及び庁外団体

本監査において対象とする団体を把握するため、調査票を徴した所管部局及び庁外団体は、次表のとおりである。

表1 所管部局及び庁外団体

No.	所管部局		団体の名称			
1	政策推進部	企画室	企画課	とち航空宇宙産業基地誘致期成会		
2				帯広圏地方拠点都市地域協議会		
3	総務部	総務室	総務課	帯広市統計協議会		
4				戸籍住民課	釧路地方法務局帯広支局管内戸籍住民事務協議会	
5		危機対策室	危機対策課	帯広市交通安全推進委員連絡協議会		
6				帯広市防犯協会		
7				十勝地区交通安全指導員連絡協議会		
8				帯広市親子防災講座実行委員会		
9				帯広駐屯地体制維持・充実促進期成会		
10				帯広市町内会連合会		
11				組織人事室	人事課	十勝定住自立圏人材育成作業部会
12				市民福祉部	地域福祉室	地域福祉課
13	帯広市戦没者遺族会					
14	帯広市アイヌ生活文化展実行委員会					
15	市民活動課	帯広市町内会連合会				
16	十勝地区町内会連絡協議会					
17	戦後80年平和事業実行委員会					
18	福祉支援室	障害福祉課	帯広心身障害者(児)育成会			
19	健康保険室	健康推進課	おびひろ健康まつり実行委員会			
20			帯広市献血推進協議会			
21	経済部	経済室	経済企画課	帯広発明協会		
22				フードバレーとちプロモーション実行委員会		
23				フードバレーとち推進協議会		
24				十勝ドリームマップ会議実行委員会		

No.	所管部局			団体の名称	
25	経済部	商業労働室	商業労働課	帯広・南十勝通年雇用促進協議会	
26				全国特定市計量行政協議会北海道地区会	
27				帯広市中小企業研修連携会議	
28				観光交流室	観光交流課
29		ポロシリ自然体験委員会			
30		アイヌ古式舞踊観光コンテンツ化推進協議会			
31		とちか観光誘致空港利用推進協議会			
32		十勝フェスタ実行委員会			
33		十勝インターナショナル協会			
34		帯広市国際親善交流市民の会			
35		農政部	農政室	農政課	帯広市家畜伝染病自衛防疫組合
36					帯広市農業施策推進委員会
37					帯広市農業再生協議会
38					十勝バイオガス関連事業推進協議会
39	とちか帯広和牛生産改良組合				
40	帯広市川西畜産クラスター協議会				
41	帯広大正畜産クラスター協議会				
42	都市環境部	都市建築室	都市政策課	帯広圏広域都市計画協議会	
43				北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会	
44				高規格道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会	
45		土木室	管理課	十勝川治水促進期成会	
46		環境室	環境課	帯広市町内会連合会環境衛生部会	
47			みどりの課	帯広市チビッ子広場連絡協議会	
48			帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会		
49		上下水道部	技術室	下水道課	十勝川流域下水道協議会
50	学校教育部	教育総務室	学校地域連携課	帯広市青少年育成者連絡協議会	
51				帯広市青少年活動見舞金運営委員会	
52				十勝地区地域子ども会育成者連絡協議会	
53				帯広市学校・家庭・地域協働会議	
54				十勝地区広域補導連絡協議会	
55		学校教育室	学校教育課	十勝管内結核対策委員会	
56		学校指導室	教育研究所	帯広市教育研究会	
57	生涯学習部	生涯学習文化室	生涯学習文化課	帯広市生涯学習推進委員協議会	
58			図書館	十勝管内公共図書館協議会	
59		児童会館	児童会館	帯広児童劇団	
60			帯広少年少女発明クラブ		
61		百年記念館	百年記念館	帯広百年記念館友の会	
62			帯広百年記念館運営連絡協議会		
63	農業委員会事務局		農地課	十勝農業委員会連合会	
64				帯広市農業者結婚推進協議会	
65				帯広市農業者年金協議会	

## 2 調査結果の概要

### (1) 設立経過年数

団体の設立経過年数は、10年以上50年未満が最も多く32団体（49.2%）で、次に50年以上が23団体（35.4%）であった。

表2 設立経過年数

区 分	団体数	割合(%)
10年未満	10	15.4
10年以上50年未満	32	49.2
50年以上	23	35.4
合 計	65	100.0

### (2) 設立目的

団体の設立目的としては、他の自治体との連絡調整等のために8団体（12.3%）で、次に地域・市民との連絡調整のために7団体（10.8%）であった。

表3 設立目的

区 分	団体数	割合(%)
地域・市民との連絡調整のため	7	10.8
他の自治体との連絡調整等のため	8	12.3
他の関係団体との連絡調整のため	2	3.1
イベント事業のため	4	6.1
調査・研究・研修事業の実施のため	5	7.7
その他	39	60.0
合 計	65	100.0

### (3) 団体の代表者

団体の代表者は市特別職（市長）が13団体（20.0%）で、市職員（部室課長等）が14団体（21.6%）であった。

表4 団体の代表者

区 分	団体数	割合(%)
市特別職	13	20.0
市職員	14	21.6
その他	38	58.4
合 計	65	100.0

(4) 団体の事務局長

団体の事務局長は、全て市職員（管理職）で、課長職が事務局長となっている団体が50団体（76.9%）であった。

表5 団体の事務局長

区 分	団体数	割合(%)
部長職	8	12.3
室長職	6	9.2
課長職	50	76.9
課長補佐職	1	1.6
合 計	65	100.0

(5) 会則・規約等の整備

会則や規約を整備している団体は63団体（97.0%）であった。

表6 会則・規約等の整備

区 分	団体数	割合(%)
会則・規約あり	63	97.0
設置要領あり	1	1.5
会則・規約なし	1	1.5
合 計	65	100.0

(6) 会計規程の整備

会計規程を整備している団体は14団体（21.5%）であった。

表7 会計規程の整備

区 分	団体数	割合(%)
会計規程あり	14	21.5
会計規程なし	51	78.5
合 計	65	100.0

(7) 令和6年度歳出決算額

令和6年度の団体の歳出決算額は、100万円未満が最も多く37団体(56.9%)であった。

表8 令和6年度歳出決算額

区 分	団体数	割合(%)
100万円未満	37	56.9
100万円以上500万円未満	17	26.2
500万円以上1000万円未満	3	4.6
1000万円以上	8	12.3
合 計	65	100.0

(8) 令和6年度翌年度繰越金決算額

令和6年度の団体の翌年度繰越金決算額は、50万円未満が最も多く47団体(72.4%)であった。

表9 令和6年度翌年度繰越金決算額

区 分	団体数	割合(%)
50万円未満	47	72.4
50万円以上100万円未満	6	9.2
100万円以上500万円未満	6	9.2
500万円以上	6	9.2
合 計	65	100.0

(9) 市に事務局を置く必要性及び他手法の検討

市に事務局を置く必要性及び他手法の検討状況については、今後とも検討する予定がない団体が33団体(50.8%)であった。

表10 市に事務局を置く必要性及び他手法の検討

区 分	団体数	割合(%)
事務局の移管は可能	3	4.6
事務局の移管は困難	18	27.7
今後検討する予定	8	12.3
今後とも検討する予定なし	33	50.8
その他	3	4.6
合 計	65	100.0

- (10) 団体業務に従事する時間数及び時間外勤務  
 団体業務に従事する時間が通年であった団体は、41 団体（63.1%）であった。  
 また、39 団体で時間外勤務を行っていた。

表11 団体業務に従事する延べ時間数及び時間外勤務

区 分	団体数	うち時間外		割合(%)
		勤務あり	勤務なし	
10時間未満	5	0	5	7.7
10時間以上50時間未満	8	3	5	12.3
50時間以上	11	9	2	16.9
通年	41	27	14	63.1
合 計	65	39	26	100.0

(11) 管理体制

ア 現金の保管

現金の保管について、勤務時間内に執務室内金庫で保管している団体が 16 団体（24.6%）、夜間・休日に執務室内金庫で管理している団体が 15 団体（23.0%）であった。

表12 現金の保管（勤務時間内）

区 分	団体数	割合(%)
現金の保有あり	20	30.8
手提げ金庫 （鍵付きキャビネット内）	2	3.1
執務室内金庫	16	24.6
鍵付きキャビネット内 （執務室内）	2	3.1
現金の保有なし	45	69.2
合 計	65	100.0

表13 現金の保管（夜間・休日）

区 分	団体数	割合(%)
現金の保有あり	19	29.2
手提げ金庫 （鍵付きキャビネット内）	2	3.1
執務室内金庫	15	23.0
鍵付きキャビネット内 （執務室内）	2	3.1
現金の保有なし	46	70.8
合 計	65	100.0

イ 代表印の管理

代表印の管理を事務局課長職が行っている団体が最も多く 45 団体（69.2%）であった。

なお、事務局その他には部長職を含んでいる。

表14 代表印の管理

区 分	団体数	割合(%)
事務局課長職	45	69.2
事務局課長補佐職	1	1.6
事務局担当職員	13	20.0
事務局その他	6	9.2
合 計	65	100.0

ウ 代表印の保管

代表印の保管場所は、執務室内金庫が最も多く 35 団体（53.8%）であった。

表15 代表印の保管

区 分	団体数	割合(%)
代表印の保有あり	65	100.0
手提げ金庫 (鍵付きキャビネット内)	4	6.2
手提げ金庫 (執務室内)	2	3.1
執務室内金庫	35	53.8
鍵付きキャビネット内 (執務室内)	24	36.9
代表印の保有なし	0	0.0
合 計	65	100.0

エ 通帳の管理

通帳の管理を事務局担当職員が行っている団体が最も多く 27 団体 (41.6%) であった。

なお、事務局その他には部長職を含んでいる。

表16 通帳の管理

区 分	団体数	割合(%)
通帳の保有あり	60	92.3
事務局課長職	23	35.4
事務局課長補佐職	1	1.5
事務局係長職	3	4.6
事務局担当職員	27	41.6
事務局その他	5	7.7
団体専従職員	1	1.5
通帳の保有なし	5	7.7
合 計	65	100.0

オ 通帳印の管理

通帳印の管理を事務局課長職が行っている団体が最も多く 39 団体 (60.0%) であった。

なお、事務局その他には部長職を含んでいる。

表17 通帳印の管理

区 分	団体数	割合(%)
通帳印の保有あり	60	92.3
事務局課長職	39	60.0
事務局課長補佐職	1	1.5
事務局担当職員職	13	20.1
事務局その他	6	9.2
団体専従職員	1	1.5
通帳印の保有なし	5	7.7
合 計	65	100.0

カ 通帳印の保管

通帳印の保管場所は、執務室内金庫が最も多く 31 団体（47.7%）であった。

表18 通帳印の保管

区 分	団体数	割合(%)
通帳印の保有あり	60	92.3
手提げ金庫 （鍵付きキャビネット内）	1	1.5
手提げ金庫 （執務室内）	5	7.7
執務室内金庫	31	47.7
鍵付きキャビネット内 （執務室内）	23	35.4
通帳印の保有なし	5	7.7
合 計	65	100.0

キ キャッシュカードの保管

キャッシュカードを保有している団体は3団体（4.6%）で、執務室内の金庫や鍵付きキャビネットで保管していた。

表19 キャッシュカードの保管

区 分	団体数	割合(%)
キャッシュカードの保有あり	3	4.6
執務室内金庫	2	3.1
鍵付きキャビネット内 (執務室内)	1	1.5
キャッシュカードの保有なし	62	95.4
合 計	65	100.0

ク 金券類の管理

金券類の管理を事務局課長職が行っている団体が 15 団体 (23.1%) であった。

なお、保有している金券類の主なものは、切手・はがき等であった。

表20 金券類の管理

区 分	団体数	割合(%)
金券類の保有あり	28	43.1
事務局課長職	15	23.1
事務局課長補佐職	1	1.5
事務局担当職員	11	17.0
団体専従職員	1	1.5
金券類の保有なし	37	56.9
合 計	65	100.0

ケ 金券類の保管

金券類については、18 団体 (27.7%) が執務室内金庫に保管していた。

表21 金券類の保管

区 分	団体数	割合(%)
金券類の保有あり	28	43.1
執務室内金庫	18	27.7
鍵付きキャビネット内 (執務室内)	9	13.9
その他	1	1.5
金券類の保有なし	37	56.9
合 計	65	100.0

(12) 経理体制

ア 証憑書類の保管

証憑書類を5年以上保管している団体が40団体（61.6%）であった。

表22 証憑書類の保管

区 分	団体数	割合(%)
証憑書類の保管あり	59	90.8
5年未満	19	29.2
5年以上	40	61.6
該当なし	6	9.2
合 計	65	100.0

イ 現金出納簿の設置

現金出納簿を設置している団体は50団体（76.9%）であった。

表23 現金出納簿の整備状況

区 分	団体数	割合(%)
現金出納簿の設置あり	50	76.9
現金出納簿の設置なし	15	23.1
合 計	65	100.0

ウ 支出方法

支払を口座振込、現金払いの両方法で行っている団体が38団体（58.5%）であった。

なお、該当なしの8団体は、調査の対象期間において支払がなかった団体である。

表24 支払方法

区 分	団体数	割合(%)
支払あり	57	87.7
口座振込	17	26.1
現金払い	2	3.1
口座振込・現金払い両方	38	58.5
該当なし	8	12.3
合 計	65	100.0

#### エ 残高確認

残高確認を入出金の都度行っている団体が 35 団体（53.9%）であった。

なお、該当なしの 6 団体は、調査の対象期間において入出金がなかった団体である。

表25 残高確認の頻度

区 分	団体数	割合 (%)
入出金あり	59	90.8
毎週	1	1.5
毎月	23	35.4
入出金の都度	35	53.9
該当なし	6	9.2
合 計	65	100.0

### 3 調査結果まとめ

庁外団体の会則や規約は一部の庁外団体を除き整備されており、現金等は事務局管理職の管理のもと、金庫や鍵付きのキャビネットで適正に保管されていた。

しかし、内部監査が行われていない団体や証憑書類が 5 年間保存されていない団体、残高の確認を入出金の都度行っていない団体があった。

また、調査では立替払いを行っている団体はないとの結果であったものの、実際には一部の庁外団体において、庁外団体の会計事務処理要綱で禁止されている立替払いが行われていた。

### 第3 監査した所管部局及び庁外団体

#### 1 監査した所管部局及び庁外団体

調査票を徴した庁外団体のうち、抽出して監査を行った団体は、次表のとおりである。

表 26 抽出して監査した所管部局及び庁外団体

No.	所管部局			団体の名称
1	政策推進部	企画室	企画課	とち航空宇宙産業基地誘致期成会
2	総務部	総務室	総務課	帯広市統計協議会
3			戸籍住民課	釧路地方法務局帯広支局管内戸籍住民事務協議会
4		危機対策室	危機対策課	帯広市交通安全推進委員連絡協議会
5	市民福祉部	地域福祉室	地域福祉課	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
6			市民活動課	帯広市町内会連合会
7		福祉支援室	障害福祉課	帯広心身障害者(児)育成会
8		健康保険室	健康推進課	おびひろ健康まつり実行委員会
9	経済部	経済室	経済企画課	十勝ドリームマップ会議実行委員会
10		商業労働室	商業労働課	帯広・南十勝通年雇用促進協議会
11		観光交流室	観光交流課	帯広市国際親善交流市民の会
12	農政部	農政室	農政課	帯広市家畜伝染病自衛防疫組合
13	都市環境部	都市建築室	都市政策課	帯広圏広域都市計画協議会
14		土木室	管理課	十勝川治水促進期成会
15		環境室	環境課	帯広市町内会連合会環境衛生部会
16			みどりの課	帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会
17	上下水道部	技術室	下水道課	十勝川流域下水道協議会
18	学校教育部	教育総務室	学校地域連携課	帯広市青少年育成者連絡協議会
19		学校教育室	学校教育課	十勝管内結核対策委員会
20		学校指導室	教育研究所	帯広市教育研究会
21	生涯学習部	生涯学習文化室	生涯学習文化課	帯広市生涯学習推進委員協議会
22			図書館	十勝管内公共図書館協議会
23			児童会館	帯広児童劇団
24			百年記念館	帯広百年記念館友の会
25	農業委員会事務局		農地課	帯広市農業者結婚推進協議会

## 第4 監査の結果

着眼点ごとの監査結果は次のとおりである。

### 1 庁外団体の事務に従事する根拠は明確か

#### (1) 改善を要するもの

##### ア 庁外団体の事務従事

庁外団体の事務に従事する市職員について、任命権者の承認を受けていなかった。

【学校教育部 学校指導室 教育研究所】

### 2 現金・預金・通帳・キャッシュカード等の保管や取扱いは適切か

本報告書に特記すべき事項はなかった。

### 3 事務処理手続きは効率的・能率的に行われ、改善すべき点はないか

#### (1) 改善を要するもの

##### ア 予算目的に反する支出

庁外団体の予算で購入した切手について、切手の一部を市の事業で使用していた。

【学校教育部 学校指導室 教育研究所】

##### イ 事務処理の指導牽制

前年度からの繰越金及び翌年度への繰越金について、保管している現金を含めずに決算額を確定していた。

【生涯学習部 生涯学習文化室 百年記念館】

#### (2) 検討を要するもの

##### ア 要綱の見直し

庁外団体の会計事務処理要綱では、庁外団体の職印は事務局長が管守すると規定しているものの、当該規定が必ずしも現状に則しているとは断定できないことから、各団体の実情を勘案され要綱の見直しを検討されたい。

【総務部 総務室 総務課】

##### イ リスク管理体制の充実

庁外団体の登録について、申請主義であることを理由として、市全体の庁外団体の把握を行っていなかったことから、庁外団体の管理のあり方について検討されたい。

【総務部 総務室 総務課】

### 4 入出金にあたってのチェック体制は有効に機能しているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

### 5 市職員が会計事務に関与することが効率的又は効果的であるか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

## 第5 監査の結果に関する意見

庁外団体の準公金の取扱いについて監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、法令等の規定に基づいた手続きがなされていない事例や不適切な執行の事例が見受けられたことから、再発の防止を求めます。

また、庁外団体の職印を事務局長以外の職員が管守している事例が確認されましたが、団体の状況によっては、事務局長が職印を管守することが、必ずしも最適とまでは言えないことから、事務の効率化を図るため、要綱の見直しについて検討することを求めます。

あわせて、庁外団体の登録漏れを防ぐため、市全体の庁外団体の把握につながる管理のあり方についても検討することを求めます。

なお、今回監査の抽出対象とならなかった他の庁外団体についても、監査結果の事例を参考とされ、団体の事務処理等について、改めて点検されますことを望みます。

準公金については、公金と違い法令に特段の定めがなく、会計管理者による審査や監査委員による財務監査等の対象外となっており、リスクが高い分野といえます。こうした準公金を本市職員が取り扱う以上、公金と同様に取り扱う必要があることから、職員の法令遵守意識の醸成を図るなど適正な事務執行に向け内部統制機能の強化を求めます。

今後におかれましては、庁外団体の機動性や柔軟性を遺憾なく発揮し、行政目的の達成に向けて、市と一体となって事業執行に取り組み、市民福祉の向上に寄与されますことを期待します。